

2019年3月号
(2019/03/08)

四谷大林税理士法人だより



— 目次 —

- 節税の薦め
(固定資産税編)
- 活用していませんか？
 - ・ 小規模企業共済
 - ・ 倒産防止共済

いつもお世話になっております。

春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

節税の薦め(固定資産税編)

今回のテーマは「固定資産税の納めすぎ」です。

「固定資産税の納めすぎ」とは、次のようなケースが考えられます。
ご自身の所有する土地や建物などで、当てはめてみてください。

1. 所有するアパートに隣接する土地を月極駐車場として「一体利用」して数年になるが、「小規模住宅用地の固定資産税 1/6 軽減の特例」が適用されていない。
2. 所有する広い敷地の中に一戸建て住宅があり、息子の結婚を機に、独立した2世帯住宅に建て直して、数年経つが、固定資産税が以前と変わっていない。
3. 所有する2階建ての建物の1階部分を以前店舗として貸していたが、店舗が廃業になり、その後、借り手がなく、自宅の物置きとして使用して3年になるが、固定資産税が以前と変わっていない。

もし、似たようなケースがあり、疑問に思ったら、当税理士法人にご相談ください。

また、ちょっとしたことですが、建築中の建物は、1月1日に工事中で完成していなければ、その年1年間の建物の固定資産税はかかりません。建物の引き渡し、完成日を1月2日以降になるように契約することも節税の一策です。

一例ですが、固定資産税は安くはなりませんが、お寺などで貸地の地代を固定資産税の3倍以下の金額とした場合には、収益事業であっても法人税が非課税となります。

固定資産税のことなどで、お聞きになりたいことがありましたら、お気軽に、当税理士法人にお問い合わせください。

四谷大林税理士法人

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町
12番3号 四谷大林ビル

TEL : 03-3225-6570
FAX : 03-3225-6571

E-MAIL : info@yogrp.jp
HP : <https://yogrp.jp>

<税務/会計トピックス>

活用していますか？小規模企業共済・倒産防止共済

中小企業基盤整備機構が運営する「小規模企業共済制度」と「中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）」の2つの共済制度は、節税や将来への備えとして活用している企業も多いと思います。

まだ活用していないという企業様向けにメリットと留意点を整理してみましょう。

◆退職金を積み立てる小規模企業共済

小規模企業共済は、積立てによる退職金制度で、卸売業・小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む法人は従業員数5人以下、その他の業種は従業員数20人以下などといった加入要件がありますが、小規模法人の役員や個人事業主を対象としています。

掛金は月額1千円～7万円まで5百円単位で自由に設定でき、加入後も増額・減額が可能です。

メリットとして、支払った掛金の全額をその年の課税所得から所得控除できることがあげられます。同様に、1年以内に前納した掛金も所得控除することができます。また、契約者貸付制度があり、掛金の範囲内で事業資金を低金利で借りることが可能です。

掛金納付月数が240か月未満で任意解約した場合は元本割れすること、共済金受取時には所得として課税の対象となることには留意が必要です。

◆取引先の倒産に備える倒産防止共済

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した際に連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

資本金などの上限がありますが、1年以上事業を継続している中小企業者であることが加入要件となっています。

積立総額800万円を上限とし、掛金は月額5千円から20万円まで5千円単位で自由に設定でき、途中で増額・減額が可能です。

取引先が倒産した場合、無担保・無保証人ですぐに借入れができる、支払った掛金の全額を損金もしくは必要経費に計上できるというメリットがあります。一方で、納付月数が40か月未満で解約すると元本割れとなること、共済金受取時には益金もしくは事業所得として課税の対象となることに留意が必要です。

制度の内容をよく理解して上手に活用していきましょう。

※自由入力欄(この文字を消し、顧問先へのひとことなどを記入ください)